「弟子屈町中心市街地再構築基本計画（案）」に対するパブリックコメントの実施結果について

１．実施期間

令和3年3月12日(金)～令和3年3月24日(水)

※実施予告は令和3年3月1日（月）広報てしかが3月号及び弟子屈町ホームページにて周知。

２．募集方法

持参、郵便、ファクシミリ、電子メール

３．公表方法

弟子屈町ホームページ、弟子屈町役場1Fロビー、弟子屈町役場２Fまちづくり政策課カウンター、川湯支所

４．意見件数

　25件（3名）

５．意見の反映状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対応区分 | 対応内容 | 件数 |
| A | 案に修正を加え反映させたもの | 0 |
| B | 案に既に盛り込まれているもの又は案の考え方や姿勢に合致し、今後具体的な事業を遂行する中で反映していくもの | 11 |
| C | 今後検討していくもの | 8 |
| D | 反映が困難なもの | 4 |
| E | その他 | 2 |
|  | 合計 | 25 |

６．提出されたご意見の内容及び弟子屈町の考え方　※ご意見の内容については特に記載の無いもの以外は原文ママ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 対応区分 | ご意見の箇所 | ご意見の内容 | 弟子屈町の考え方 |
| 1 | E | P8 既存公共施設の状況 | 釧路圏摩周観光文化センターの耐用年限を令和17年（現在から14年後、本施設完成から10年後）までと想定されている。また、「生涯学習・社会教育」「伝統・文化・知・学び」「運動・ジム」等の一部ついて移設を検討する、とのことであるが、耐用年数を経過後に施設を除却するなどをした場合、その機能をどこにどのように想定するのか。※「てしかがの蔵」「更科源蔵文学資料」「種市佐改資料」の研究や保存整理・展示や外部発信する場所の確保など。 | 釧路圏摩周観光文化センターの耐用年数経過後の活用方針や機能移転等については、今後の検討とします。 |
| 2 | B | P9 事業手法P10 課題・期待 | 事業手法については、基本的にこの施設を利用するのは大多数が町民であろう。耐用年数までの永い間活用するためには町の関与度が高い方が良いのではないか。※図書館に関しては帯広市の場合、構想から完成まで１０年がかかっている。その間市民の意見や希望を徹底的に聞いている。施設の完成までに時間はかかりすべての市民が満足することにはならなかったが、永く利用に耐える施設と思える。 | 事業手法については、PFIやDBOと比較して、設計＋指定管理方式は仕様やコストに対する町の関与度が高い事を示していますので**、**ご意見のとおりとなります。 |
| 3 | B | P10 課題・期待 | ⑧の事業開始後は、運営状況を町が徹底的に監督する仕組みは必要である。※他の市町村で公共施設の運営を民間に移行して問題（標茶町・夕張市ほか事業破綻や撤退など）をおこしているところが多い。 | 運営状況については、指定管理者には条例上の事業報告の義務等がありますので**、**協定内容を含めて町が監督する仕組みとなっています。 |
| 4 | D | P16 提供するサービス・施設の具体的なイメージ：利用者像別 | 温浴施設・プールと図書館はそもそもの機能や目的が違うことから、図書館に関しては独立した経営が必要であり、それを踏まえて一体的な施設運用を図るべきではないか。 | ご意見のとおり、温浴施設とプールと図書館については、それぞれ機能や目的が異なります。P13施設及び運営の基本方針のとおり、本計画では機能や目的の違う前述の施設を単に集約するのではなく「複数の施設を組み合わせることでどのような相乗効果を発揮させるか」という視点を重視しました。当然各施設においても、それぞれの機能や目的は達成される形で民間のノウハウを取り入れ一体的な施設運用を図る考えです。 |
| 5 | C | P19 施設配置・外構 | 日帰り入浴利用の車中泊の方の駐車をどのように扱うのか。長時間、長期間駐車を受け入れるのなら、有料スペースを設けるなど対策が必要と思われる。（道のえき摩周温泉でも問題となっているため） | ご意見のとおり、車中泊等による長時間、長期間の駐車は課題でありますので、運営者との協議の段階で検討していきます。 |
| 6 | B | P19 施設配置・外構 | 公共交通機関の利便性向上に期待します。施設内にバスの停留所があるのは、車を利用できない層にも訪れやすくする意味など様々な利便性があるように感じましたし、若年層だけでなく高齢者層にも役立つだけでなく、これらが周辺と循環していると、夜の運行があれば湯ノ島エリアにもいい影響があるなども想定されているのかなと思った次第です。公共交通機関の利用を促進やコンパクトシティなどにも関連しているのかなと思いますが、さらに利便性を高めるために、阿寒バスにご協力いただいて、隣接する阿寒バスの営業所とうまく組み合わせる互いに利点のある方策を検討いただけないでしょうか。 | ご意見のとおり、公共交通機関の利便性向上も含め施設内へのバス停留所の整備等、公共交通事業者とも検討していきます。 |
| 7 | B | P19 施設配置・外構 | 敷地内の自然について、配慮をいただきたい。敷地内に残されている木々は大きなものが多く、その場所の歴史を表しているようにも感じております。案の中にあるような広範囲に伐採するような計画ではなく、これらをできる限り生かすような計画を検討していただけないでしょうか。水場周辺の保全は計画に含まれるようにも読み取れますが、敷地内の斜面や低地にはニリンソウの群生などもございます。これらの活用も検討していただければありがたいです。 | P19 敷地配置・外構の緑化の項目に記載しているとおり配慮していきます。敷地内にある樹木の老朽度など安全性も含めて検討していきます。 |
| 8 | B | P20 ゾーニングP21,22 必要諸室・フロア構成P25 モデルプラン～平面計画・概算（敷地全体を活用した案）P26 モデルプラン～平面計画・概算（町有地を活用した案） | 図書館部分の面積は約1,000㎡が望ましい。（別紙）別紙表は省略致しました。（町）図書館・博物館・美術館で一番嫌うのは「水」「火」「光」であることから、温度や湿度・防火・紫外線の対策を施す必要がある。図書館専任職員（館長・司書・司書補等）は図書館エリアに常駐することが必須である。※図書館専任職員は温浴施設やプール利用者の受付はできるが、総合受付の職員に図書館の専門的な業務（人と資料を繋ぐー資料の選定・管理、所蔵資料の熟知、利用者の目的にあった資料の提案などーことで、館長はその指導の任にあたる）をこなさせることは酷である。温浴・プール施設の土足禁止は理解できるが、図書館やラウンジは小上がり等の土足禁止部分を設けることで対応し、全面土足禁止はなじまない。プール：学校教育や幼児利用も想定されているのであれば面積は十分なのであろうか。温浴施設：浴槽利用可能人数の想定はどの位か。観光客の利用を見込んでいるのであれば、この面積でどうなのか疑問がある。現在の弟子屈町公民館も耐用年数に限界があることから、公民館機能を将来増築することも想定した設計を検討されてはいかがか。 | 図書館部分の面積については、必要諸室の設定として現状以上を想定しています。ご意見の面積も含め運営の中で図書館の目的を達成できる面積が必要面積と考えています。温度や湿度・防火・紫外線対策については設計の段階で配慮する方針です。図書館専任職員の図書館エリアへの配置については、設計及び運営者が決まった段階で、図書館の目的を達成し且つ運営に支障無い形で検討する事項と考えます。図書館の土足禁止についてはP23 各機能の利用形態にあるとおり、メリット・デメリットを考慮したうえで、本施設がリラックスし多様な滞在を誘発することや、各機能用途を区切り無く繋ぐことを重視し、本案としての考えを示していますのでご理解ください。プールの人数想定は学校教育等での利用や、利用者の属性により時間帯を分けたうえで利用することも想定した面積としており必要十分な規模として考えています。温浴施設の人数想定は現状の温浴施設以上を想定した面積としていますが、設計及び運営者が決まった段階で**、**観光客の利用をどの程度の人数を推計するかにより、改めて詳細に検討する事項と考えます。公民館の機能につきましては、弟子屈町公共施設等個別施設管理基本計画（平成30年3月策定）において、将来的には釧路圏摩周観光文化センターへの機能移転が例示されていますので、現時点で本計画への複合機能には想定していませんが、公民館で行われている集会や展示等の一部機能については本施設でも担えるものと考えています。 |
| 9 | C | P20,21 必要諸室・フロア構成 | 防災機能や感染症対策に関する検討はされておりますでしょうか。温泉熱の発電も検討されていたと思いますが、プールなど貯水可能な施設もあると思いますので、防災拠点の重要な１つとして機能するようなものを組み込むことは難しいでしょうか？また、昨今の感染症に関する対策として、例えば換気機能を重視するなど、町として検討や要件に組みこむなどの予定はありますでしょうか。 | 防災機能につきましては弟子屈町地域防災計画（令和2年2月策定）にて災害時に使用できる最寄りの指定避難所としては弟子屈小学校、弟子屈町公民館、弟子屈町役場庁舎が挙げられています。今後につきましては整備される内容によりそれら施設との連携または指定避難所としての活用も含め検討していきます。感染症対策については今後の状況にもよりますが、現状ではコロナウイルス感染症対策を始めとして必要と考えていますので、設計の段階で配慮する方針です。 |
| 10 | C | P20,21 必要諸室・フロア構成 | 運用の負担を減らすため集合住宅を設けるのはどうなのか。移住促進と若年層の独立促進のため、賃貸価格を抑えられるよう、占有面積を抑え、部屋数を確保した公営住宅でない集合住宅を併設もしくは上層に増設するのはどうか。それらの収入の一部を施設の運営費に回すことで、全体の運営負担を下げることはできないか。公営であると様々な入居条件が必要になりそうではあるが、この部分を委託することにより、その条件を緩和できるような気もするが、その点はどうか。町内でも公衆浴場がある地域には、浴場内でのコミュニケーションがあると聞くが、そういう意味では交流の効果もあり、上層階に眺めのよい公共空間を少しでも併設できれば、周辺を臨むリラックスできる空間も提供できるのではないか。 | 公営住宅ではない賃貸価格を抑えた集合住宅を上層に増設するといった内容につきましては、今後、公募条件を整理する際に検討が必要ですが、同住宅増設を必要条件とするのは困難であると考えます。現時点では公募民間事業者からの独自提案があった場合には妨げるものではないと考えます。 |
| 11 | B | P22 必要諸室・フロア構成 | 図書館内に、読みきかせや、音読できる防音の幼児、乳児、親子が、気がねなく過ごせる、スペースを設置して頂きたい。 | 図書館部分につきましては、必要諸室としてご意見のようなキッズコーナーを想定していますが、P25 モデルプラン～平面計画・概算（敷地全体を活用した案）の図書(B)のような、エリアを若干離すような方法も含めて設計の段階で配慮する方針です。 |
| 12 | C | P22 必要諸室・フロア構成 | 規模が要件を満たしているのか。統合するそれぞれの施設機能自体、それぞれ滞在時間がある程度あるもので、さらに複合させることにより、滞在時間がさらに長くなる施設のよう想定しているようですが、その割にはラウンジの空間の取り方（主に面積）について想定要件を満たしているのか気になります。また、滞在時間をサポートするためのカフェなどの機能も、これらで交流する方へのサポートが可能なのかという点が気になります。計画ではテナント枠は公共施設やその類を想定されており、ビジネス支援なども交流とは存じますが、数が多いであろう一般客について要件を満たしているのでしょうか。浴場や図書館についても、同様に面積的に不足していないのか疑問があります。可能な限り削減をされた案だとは思うのですが、現実的ではない案で予算を検討するのは、問題があるのかもしれないと思い確認させていただきます。 | 施設の規模につきましてはそれぞれ利用者像を想定し、要件を満たした内容としています。また、令和元年度に町民会議で全体構想を検討いただいた際のご意見にもありました整備費の抑制や、今後、減少する人口動向等を見込み、現状の公共施設の面積を基本とし、全体的に面積は抑えた案としています。参考として、その際のモデルプランに対する概算費用をP25 モデルプラン～平面計画・概算（敷地全体を活用した案）、P26モデルプラン～平面計画・概算（町有地を活用した案）にて例示しています。ラウンジ他の機能や面積につきましては、運営者が持続可能な施設運営を検討する際に、当該モデルプランを参考としたうえで、民間事業者からの提案やノウハウにより、改めて利用者を想定し、それに合わせた面積等を改めて詳細に検討する事項と考えます。 |
| 13 | B | P23 各機能の利用形態 | 温浴・プール施設の有料部分と無料施設を明確区分けすることが必要であろう。 | 温浴・プール施設の有料部分と無料施設は明確に区分けする事を想定しています。 |
| 14 | B | P24 モデルプラン～配置計画 | 敷地については、弟子屈町商工会において将来利用計画があるのであれば致し方ないが、そうでなければ適正な価格で買収や施設が存続する間を賃貸するなど区域を一体で景観をデザインすることがよい。 | 敷地につきましてはP18 敷地概要に記載のとおり、現状では弟子屈町商工会が所有する敷地を含めた設定が望ましいと考えますが、諸条件につきましては、今後、弟子屈町商工会と検討を進めていきます。 |
| 15 | E | P24 モデルプラン～配置計画 | 温泉源活用の他のプロジェクトやエリアの活用方法など、現時点の情報を示していただきたい。温泉源を活用する他のプロジェクトについての情報がないが、それらとの関係性を考慮したものになっていない可能性があるのが気がかりです。他の会議の内容を踏まえることは条件の中にあると存じますが、それらについての状況はどのようになっておりますでしょうか。このエリアをどのように活用するかという町としての計画は、今後策定する総合計画が関連しているのだとは思いますが、町の運営に本来区切りはないのではないかと存じます。決まるまで進めるべきではないとは思いませんが、発注する際の方向性にもなると思いますので、どのような方向性かどうかは、現時点での見解として示していただければありがたいです。 | 本配置計画案にもある温泉源については、将来、バイナリー発電や町が保有する温泉源の代替井としての活用を検討しているところです。こちらについては町内の温泉源を管理する水道課、バイナリー発電を検討する観光商工課、本事業を検討するまちづくり政策課との連携の中で調整して進めていますのでご理解ください。 |
| 16 | D | P28 業務項目の整理P29 本事業における業務項目：①運営/②利用許可・利用料金徴収P30 本事業における業務項目：③維持管理/④事業の管理/⑤その他P31～35 運営・管理業務内容 | 収益がある施設と収益がない図書館施設を区分した経営でなければならない。その中で施設一体の運営を構築するべきである。図書館は直営が基本である。※一体経営であると収益のない部分の公共サービス（人的・業務内容等）の低下を招きやすい。図書館の持つ知的財産、運営方法は町が責任を持って未来へ継続すべきものである。 | 収益がない図書館施設の公共サービスの質の低下へのご懸念とのご意見ですが、No.3の考え方のとおり、今後引き続き検討する事業条件及び運営者との協定等にて運営の内容や質を担保すると共に、万が一、公共サービスの低下等の状況が見られる場合には、運営者に改善を求めていく等の対処を行いますのでご理解ください。 |
| 17 | C | P36 施設営業の方針～営業時間・料金体系 | 温浴施設：観光客も対象とする料金体系にするため「物価統制令」の適用としないため、必ずしも一般公衆浴場の位置付けない、と思われる。が、現行の料金に慣れている町民は、他の低廉な施設を利用するのではないだろうか。温泉地の住民が低廉な料金で温泉に入浴できることは健康増進・衛生的な生活の向上、経済的側面への還元（特権）だと思うのだが。 | 令和元年に全体構想を検討いただきました町民会議において、持続可能な運営が必要とされる中で施設が新しくなるのであれば町民も一定の負担をすべきとの方向性が示されたことから本案となりました。なお、同会議では町民と町外の利用者で異なる利用料金の設定を行う事で、町民向けの配慮も含み自由度を持たせる想定としていますのでご理解ください。また、現在の利用者の中で理由があり低廉な料金で入る事が必要な方については、今後、検討のうえ一定の配慮は別に必要と考えています。 |
| 18 | C | P37 運営モデル～料金体系P38 （参考）料金体系に関するアンケート調査P39 運営モデル～利用料金収入 | 図書館利用は無料の原則から図書館活動に益する会議室（多目的ホール）等の利用も同様に無料としている。温浴施設：弟子屈町の入湯税の考え方では公衆浴場に課税していないが、条例を変更するのか一般公衆浴場として位置づけないことで回避するのか。町外利用者の想定人数は大きくないか。また、町外のリピーターを期待するには基本計画の浴場面積（浴場施設の内容は不明であるが）では果たして可能なのであろうか。 | 図書館利用に関連する会議室等の利用条件については、今後、本施設が整備され条例等が制定される際に整理していきます。温浴施設に係る入湯税の考え方については、ご意見のとおり一般公衆浴場では課税されませんので、運営モデルの想定ではその他の公衆浴場での設定で想定していますが、P37 運営モデル～料金体系にも記載していますとおり、運営モデルは実際に採用する運営計画等を示すものではありませんので、今後、運営者との協議により設定していくことになります。町外利用者の想定人数については、P38 （参考）料金体系に関するアンケート調査の結果に基づき設定していますが、今後、運営者が持続可能な施設運営を検討する際に参考としたうえで、どの程度の利用者を想定し、それに合わせた浴場面積等を改めて詳細に検討する事項と考えます。 |
| 19 | D | P40 運営モデル～事業運営体制 | 運営体制は、図書館と収益施設の経営は分けて考えるべきである。運営は図書館と管理・温浴・プール部門を同列として施設運営を図るべきである。※運営体制モデルでは、事業経営者と管理部門・収益部門の意思が強くなり、収益率が低下してくると無収益部門の経費、人員配置等が恣意的に扱われる恐れがある。 | No.16と重複しますが、収益がない図書館施設の公共サービスの質の低下へのご懸念のご意見ですが、No.3の考え方のとおり、今後引き続き検討する事業条件及び運営者との協定等にて運営の内容や質を担保すると共に、万が一、公共サービスの低下等の状況が見られる場合には、運営者に改善を求めますのでご理解ください。また、P40 運営モデル～事業運営体制における運営体制につきましては、P37 運営モデル～料金体系にも記載していますとおり、各種条件を満たす施設運営が可能であることを確認し、概算運営費を算出するためのものであり、実際に採用する運営計画等を示すものではありません。 |
| 20 | B | P42 運営モデル～事業収支 | 本施設運営に係る経費のほかに運営会社自体を維持する経費は積算しているのであろうか。 | 運営会社自体を維持する経費については**、**運営者が本施設以外でどのような事業に取り組むかによりますが、本施設部分だけで考えると、P42の表右下にありますとおり③営業利益として①営業収入の年3%程度を想定して設定しています。 |
| 21 | B | P42 運営モデル～事業収支 | 町として指定管理料として約4,800万の負担があるが、この部分を圧縮もしくは負担なくする方法を検討しているのか。しているとしたら、どのような検討があるのか、またはあったのか。公費負担額が削減されるとあるが、それらは現在負担している分から、今後かからないコストを考慮すると提示されているほどにはならないのではないかと考えます。もちろん、規模が大きくなってコストが変わらないとすればよいのではないかとも考えられますが、そもそも負担をなくす方法をどのように検討されていたのか、お聞かせいただければありがたいです。 | 約4,800万円の指定管理料の試算については参考のモデルプラン及び運営条件に基づき想定される収支により積算された一つの指標です。これまでの町の直営による事業ではなく、官民連携事業として町が期待しているのは、民間事業者のアイデアやノウハウによる運営により、公共サービスの質の向上や、収入の増加または効率的に運営される部分があれば指定管理料等の経費圧縮と考えています。また、一般論になりますが都市部における収益性の高い施設のような事業案件とは違い、本事業のような過疎地域の事業案件では一定の指定管理料は避けられないものと想定しています。 |
| 22 | C | P45 事業者募集について | 計画を進めるのであればこれ以上遅れることなく実現をいただければと存じます。またもしものために別の方策も平行で検討をいただけないでしょうか。当初の計画よりも、少しずつ遅れて来ているが、あまり遅くなると町内だけでなく周辺の人口減少も事業者の心理に影響してくることも考えられるので、実行するならばスピーディーに進めていただければありがたいです。また、うまく進められなくなる可能性も考え、段階的な立ち上げを検討するのは難しいでしょうか。図書館やプール、温浴施設部分の建築を総合的に計画しつつ、最終的には融合したものを理想としながら、実際には段階的に建築や運用を行うことで、個別に支援を受けながら、より迅速に敷地の活用を行いつつ、より周辺の状況に柔軟に対応するような手法なども合わせて検討できないでしょうか。 | 事業計画につきましては国の補助事業等の状況も検討しながら適切な整備時期や整備方法を検討していきます。 |
| 23 | C | P45 事業者募集についてP46 運営体制について | 事業規模で考えれば専門家招聘と町内起業による運営の可能性も平行して検討されてはどうか。弟子屈町中心市街地再構築基本計画（案）にある現在の規模で検討する場合、売り上げベースで考えれば、上振れしてもそれほど大きな事業規模ではないようにも見えます。計画を進める中で出される外部からの提案が、町のリスクが増大することなく基本計画（案）より多くの人を受け入れられる提案がでない場合も考え、専門的な方を招聘して、まちづくり会社のようなスタイルで運営する可能性も平行して検討されてはどうか。成否のブレは増えるかもしれませんが、今後の整理にも役立つ可能性など、ほかにメリットがあるような気がします。 | ご意見のとおり、P45 事業者募集での選定段階で専門的な知見を持つ方の招聘も含めて今後検討していきます。また、運営体制につきましても、P46 運営体制についての記載のとおり継続して検討していきます。 |
| 24 | B | P46 運営体制について | 事業者の突然の撤退、経営権の売却、経営責任者の町への同意なき変更等をした場合を想定するべきではないか。 | ご意見のとおり、運営者の撤退等は指定管理として行う以上あり得ますが、その際には他の運営者を探す又は町が責任をもって本施設を運営していく等、本施設の機能自体が無くなる事は想定していません。また、そのような不測の事態が起きた場合にも安定して運営出来る体制については、今後の検討とします。 |
| 25 | D | － | 結論的には「弟子屈町図書館条例による図書館機能と温浴施設・プールの一体運営は理解できるが一体経営はなじまない。図書館経営の一つに、“地域の知的遺産を保存して、その活用を促進する”ことがあり、事業の継続性が求められることから町が直営することが望ましい」ということです。 | No.3及びNo.16、No.19と重複しますが、運営については、各条例等に沿った形での運営を想定し、今後引き続き検討する事業条件及び運営者との協定等にて運営の内容や質を担保すると共に、万が一、公共サービスの低下等の状況が見られる場合には、運営者に改善を求めていきます。また**、**事業の継続性の考え方についても、No.24のとおりと考えていますのでご理解ください。 |